

里親制度を知っていますか？ 10月は里親月間



問い合わせ こども支援課 ☎229-3284 FAX229-3334

●● 里親とは ●●

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなど、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことができない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情をもって養育する人を「里親」といいます。



●● 里親の種類 ●●

養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

※ほかに「専門里親」「親族里親」があります。

●● 里親になるまでの流れ ●●

①相談

お住まいの地域の児童相談所(津市は中勢児童相談所☎231-5666)にご相談ください。里親制度について詳しく説明します。

②研修

里親制度などに関する研修(座学3日間、施設実習2日間)を受講します。
※研修は一部免除される場合もあります。

③調査・申し込み

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、家庭環境、資産状況、健康状態などに関する調査を行います。その後、要件を確認した上で、里親認定申込書を提出していただきます。

④審査・登録

県社会福祉審議会での審査を経て里親として認定されると、里親名簿に登録されます。
※里親登録後、児童相談所が子どもの条件や里親の状況などを考慮し、子どもにとって最適な里親との組み合わせを選びます。

里親シンポジウム

「ぼくの親は、里親。～子どもの立場から『里親制度』を考える～」

里親家庭で育った子どもたちの声を聴いてみませんか？講演やパネルディスカッションを通して、より多くの人に「子どものための里親制度」について知っていただくため、シンポジウムを開催します。

とき 10月28日(日)13時～16時

ところ 県人権センター多目的ホール(一身田大古曾)

定員 先着320人

費用 無料

申し込み 電話またはファクス、Eメールで三重県子どもNPOサポートセンター(☎232-0270、

FAX232-0271、✉info@satooyashinpo.net)へ
※里親シンポジウムホームページ(<https://satooyashinpo.net/>)からも申し込みできます。

このほか、県内各地で、里親説明会や里親出前講座も開催しています。詳しくは、三重県ホームページをご覧ください。

問い合わせ

三重県児童相談センター総務・家庭児童支援室
〒514-0113 一身田大古曾694-1 ☎231-5669

三重県 里親制度